

各 病 院 長 殿

沖縄県福祉保健部医務・国保課長

平成22年度以降医療施設近代化施設整備事業に係る
病院の事業計画調査について（照会）

本県の医療行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、国と県は、医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善を図る目的として、建物の老朽化等による建替え等のための整備費用に係る改修費用の補助（補助率：事業費の約1/3）を、平成7年度以来実施しております。

つきましては、平成22年度以降の各病院の事業計画（改修整備計画）について、業務の参考としたいので、下記により提出をお願いいたします。

なお、希望した場合においても、当該補助事業は内閣府一括計上予算枠内のひとつの補助事業となっておりますので、同予算内の他の補助事業との兼ね合いや、希望する病院が多数の場合は採択されないことがありますことを申し添えます。

記

- 1 調査回答様式：別紙「施設整備事業計画書」
- 2 回答期限：平成21年3月17日(火)
- 3 提出先：沖縄県福祉保健部医務・国保課 医務看護班
(〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2)
- 4 留意事項：
 - (1)対象施設 病院
 - (2)対象事業 ①病院(療養病床を整備する病院は除く)
②改修による療養病床を整備する病院
③結核病棟改修等整備事業
④療養病床療養環境整備事業
 - (3)記入にあたっては、別添「医療施設近代化施設整備事業計画書作成にあたっての留意事項」を参照して下さい。
 - (4)計画がない場合は回答不用です。
なお、期日までに回答がない場合は、計画がないものとして取り扱いますので、御了承ください。
 - (5)平成23年度以降の事業計画についても予定があれば、記入可能箇所のみで結構ですので記入し提出して下さい。

【照 会 先】

沖縄県福祉保健部医務・国保課
医務看護班 仲村

T E L : 098-866-2169 F A X : 098-866-2714

医療施設近代化施設整備事業計画書作成にあたっての留意事項

I 事業計画書の記載要領

1. 共通事項

- (1) 「事業区分」欄は、必要に応じて該当個所に○で囲むこと。
- (2) 「新規継続の別」欄は、前年度以前から近代化国庫補助を受けて引き続き整備する施設は継続に、それ以外は新規に○を付すこと。
- (3) 「所在地」欄は、移転新築の場合は、移転前後の所在地を記入すること。
- (4) 数値を記入する欄（職員数については、2. (1) ②参照）については、小数点以下が生じる場合は小数点以下第3位を切り捨て第2位まで記入すること。
- (5) 「整備区域の築後経過年数」は、築後年数（概ね30年以上とは、改修の場合を除き25年以上経過（ただし、「その他の病床」の総病床数が200床未満の病院並びに診療所が行う「その他の病床」に係る整備区域については、20年以上経過のものとする。））を記入する。過去に増改築等を行っている建物の場合は、最も古いものと最も新しいものを記入すること。
- (6) 「財産処分の有無」欄は、過去に厚生労働省所管の補助事業の適用を受けている場合は、その事業名、補助年度、補助金額を記入すること。該当がない場合は、事業名の欄に「無」と記入すること。
- (7) 「構造別」欄には、鉄筋コンクリート、ブロック等の別を記入すること。
- (8) 「事業の種別」欄は次によること。
 - ・移転新築：現状の建物が存在する敷地以外の更地に新たに建物を建築する場合。
 - ・改築：従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合。なお、全面改築であって、従前のものと著しく異なるときは、その他の欄に「全面建替」と記入すること。
 - ・増築：敷地内の既存の建物に増築する場合。敷地内に別に建物を新築する場合。
 - ・改修：模様替及び内部改修工事にあたる場合で、基本的に建築面積、床面積に変更はない。
- (9) 「敷地の状況」「建物の状況」「補助の根拠」欄は、該当する番号に○を付すこと。

2. 様式1-11

(1) 病院の現況

- ① 「病床数欄」の（ ）内には、病棟数（看護単位数）を記入すること。
- ② 「職員数」欄の標準数は、直近の医療監視データに基づいて記入すること。また、充足率は常勤職員数と非常勤職員数の合計を職員数の標準で除した数を小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記入すること。
- ③ 「所属医療圏の概要」欄は一般病床については、二次医療圏単位で記入し、精神病床については、県全体の概要を記入すること。
- ④ 「精神保健指定医の数」欄は、精神病床を80%以上有する病院については必ず記入すること。
- ⑤ 「実施要綱3. 補助条件⑤に掲げる実施事業」欄は、該当事業を全て記入すること。

(2) 整備事業完成後の概要

- ① 「当該整備事業対象病棟」の「内交付対象外病棟」欄には、交付対象の病棟で

あって、交付対象としない病室の病床数及び面積の合計を記入すること。（例：病棟の改修工事で、既に交付条件である一床ごとの病室面積が確保されており病室の改修工事を行わない場合等）

- ② 「当該整備事業対象病棟」及び「病棟外」の「交付対象面積」欄は、様式中4. 病棟の内訳及び5. 病棟外の内訳の「内交付対象面積」の合計と一致させること。
- ③ 改修による療養病床への転換整備も併せて計画し、補助対象とする場合は、その面積を補助対象面積に加えないこと。

(3) 病棟の内訳、病棟外の内訳

- ① 4. 「病棟の内訳」については、1看護単位ごと、5. 「病棟外の内訳」については、1フロアごとに作成すること。
- ② 「延床面積」「工事面積」「内交付対象面積」は、それぞれ壁芯の面積で記入すること。
- ③ 「用途」欄は、平面図に記載されている各室の用途に合わせて記入すること。
- ④ PS（パイプスペース）、DS（ダクトスペース）、EVS（エレベータシャフト）、DW（ダムウェーター）等の空間は、補助対象面積から外すこと。ただし、補助対象経費として計上することは、差支えないこと。
- ⑤ 1床ごとの病室面積は、内法面積から算出すること。
- ⑥ 1床あたりの病棟面積は、延床面積を病棟あたりの病床数で除して算出すること。
- ⑦ 「整理番号」欄は、添付図面と対比できるよう適宜番号を付すこと。（図面にも番号を付すこと。）
- ⑧ 病棟外の主な改善点は、改善の内容を具体的に記入すること。改善されていない部分については、加算部分から外すこと。
- ⑨ 「加算根拠」欄の番号は次によること。
 - 1 患者の療養環境改善
 - 2 医療従事者の職場環境改善
 - 3 衛生環境改善
 - 4 業務の高度情報処理化
 - 5 快適環境の整備
 - 6 乳幼児を抱える母親の通院等のため環境整備

3. 様式1-11-2

(1) 病院の現況

- ① 「病床数欄」の（ ）内には、病棟数（看護単位数）を記入すること。
- ② 「職員数」欄の標準数は、直近の医療監視データに基づいて記入すること。また、充足率は常勤職員数と非常勤職員数の合計を職員数の標準で除した数を小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記入すること。
- ④ 「付添看護解消計画提出の有無」欄は、付添看護の有無欄に有と回答した病院のみ記入すること。
- ⑥ 「実施要綱3. 補助条件⑤に掲げる実施事業」欄は、該当事業を全て記入すること。

(2) 整備事業完成後の概要

- ① 「当該整備事業対象病棟」の「内交付対象外病棟」欄には、交付対象の病棟であって、交付対象としない病室の病床数及び面積の合計を記入すること。（例：病棟の改修工事で、既に補助条件である一床ごとの病室面積が確保されており病室の改修工事を行わない場合等）

- ② 「当該整備事業対象病棟」及び「病棟外」の「交付対象面積」欄は、様式中4. 病棟の内訳及び5. 病棟外の内訳の「内交付対象面積」の合計と一致させること。

(3) 病棟の内訳、病棟外の内訳

- ① 4. 「病棟の内訳」については、1看護単位ごと、5. 「病棟外の内訳」については、1フロアごとに作成すること。
- ② 「延床面積」「工事面積」「内交付対象面積」は、それぞれ壁芯の面積で記入すること。
- ③ 「用途」欄は、平面図に記載されている各室の用途に合わせて記入すること。
- ④ PS (パイプスペース)、DS (ダクトスペース)、EVS (エレベータシャフト)、DW (ダムウェーター) 等の空間は、補助対象面積から外すこと。ただし、補助対象経費として計上することは、差支えないこと。
- ⑤ 1床ごとの病室面積は、内法面積から算出すること。
- ⑥ 1床あたりの病棟面積は、延床面積を病棟あたりの病床数で除して算出すること。
- ⑦ 「整理番号」欄は、添付図面と対比できるよう適宜番号を付すこと。(図面にも番号を付すこと。)
- ⑧ 病棟外の主な改善点は、改善の内容を具体的に記入すること。改善されていない部分については、加算部分から外すこと。

(4) 整備事業の必要性

交付条件のうち(絶対条件)の⑤のただし書きに該当する場合には、その旨を具体的に記入すること。特に都道府県内の他の病院で削減が可能な場合については、何処の病院を削減するかを記入すること。

4. 様式1-12

(1) 病院(診療所)の現況

- ① 「病床数欄」の()内には、病院の整備については病棟数(看護単位数)を記入すること。
- ② 「所属医療圏の概要」欄は二次医療圏単位で記入すること。

(2) 整備事業完成後の概要

- ① 「当該整備事業対象病棟」の「内交付対象外病棟」欄には、交付対象の病棟であって、交付対象としない病室の病床数の合計を記入すること。(例:病棟の改修工事で、既に補助条件である一床ごとの病室面積が確保されており病室の改修工事を行わない場合等)

(3) 病棟の内訳

- ① 4. 「病棟の内訳」については、1看護単位ごとに作成すること。
- ② 「延床面積」「工事面積」「内交付対象面積」は、それぞれ壁芯の面積で記入すること。
- ③ 「用途」欄は、平面図に記載されている各室の用途に合わせて記入すること。
- ④ PS (パイプスペース)、DS (ダクトスペース)、EVS (エレベータシャフト)、DW (ダムウェーター) 等の空間は、補助対象面積から外すこと。ただし、補助対象経費として計上することは、差支えないこと。
- ⑤ 1床ごとの病室面積は、内法面積から算出すること。
- ⑥ 1床あたりの病棟面積は、延床面積を病棟あたりの病床数で除して算出すること。

⑦ 「整理番号」欄は、添付図面と対比できるよう適宜番号を付すこと。（図面にも番号を付すこと。）

○ 従来の近代化整備事業と改修による療養病床への転換整備を併せて行う場合は、様式1-1.1と様式1-1.2をそれぞれ作成し、図面上で明確に区分し補助対象部分が重複しないこと。

II 提出書類

次の資料を添付すること。

1. 整備区域を含む建築物ごとの整備前と整備後の平面図（A版で作成のこと。）
2. 前記整備後の平面図には、整備区域内にある病室の病床数、壁芯面積、内法面積、1床ごとの病室面積及び各室の用途を記入すること。
また、加算部門については、加算根拠に従い色分けをすること。

1 患者の療養環境改善	緑
2 医療従事者の職場環境改善	橙
3 衛生環境改善	桃
4 業務の高度情報処理化	青
5 快適環境の整備	黄
6 乳幼児を抱える母親の通院等のため環境整備	茶
7 結核病床における陰圧化等空調整備	紫

3. 整備前と整備後の建物の配置図（整備前の配置図には竣工年次を記入すること。）

4. 当該年度の交付対象経費と交付所要額の積算根拠

5. 見積書

6. 建物構造が鉄筋コンクリートではないのに交付基準額の算出で鉄筋コンクリートの単価を用いる場合は、強度・耐久性が鉄筋コンクリート構造と同等である旨を証明する書類（都道府県等の建築課または一級建築士等による証明）を添付すること。

施設整備事業計画書

事業区分	医療施設近代化施設整備（一般・精神）	新規継続 の別	新規 継続	全体計画	〜 年度	〜 年度	〜 年度
------	--------------------	------------	----------	------	------	------	------

団体名（開設者）	病院名	所在地
医療法人の場合の種類	1. 社団医療法人（出資持分有・無） 2. 財団医療法人 3. 特定医療法人	

1. 病院の現況

区分	病棟		病棟小計	病棟外	合計	
	整備事業対象病棟（整備区域）	整備事業対象外病棟				
病床数	(病棟数) () 床	(病棟数) () 床	(病棟数) () 床		床	
延床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
病床数	一般病床 (療養病床再掲) 床	一般病床 (療養病床再掲) 床	一般病床 (療養病床再掲) 床	整備区域の築後経過年数	年～年	
	精神病床 床	精神病床 床	精神病床 床			
標榜診療科目名			事業名	補助年度	補助金額	
内科、精神科、神経科、循環器科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、理学診療科、歯科、その他 ()						の 有 無
一日平均患者数等			直近の医療監視 における職員数 (平成 年 月 日現在)	医師	看護婦	
入院	外来	病床利用率		常勤職員数	人	人
				非常勤職員数(常勤換算数)	人	人
所属医療圏の概要			標準数	人	人	
医療圏名 ()			充足率	%	%	
既存病床数(A) 床			差引病床数(A-B=C) 床		精神保健指定医の数 人	
基準病床数(B) 床			過剰率(C÷B) %			
実施要綱 3. 交付条件 ⑤に掲げる実施事項						

2. 整備事業計画の概要

整備事業期間	着工：平成 年 月 日～竣工：平成 年 月 日	構造別	
事業の種類	移転新築、改築、増築、増築及び改修、改修、その他 ()		
敷地の状況	1. 自己所有地 2. 借地 3. 自己所有地及び借地 4. その他		
建物の状況	1. 自己所有 2. 賃貸借(新築:) 3. 自己所有及び賃貸借 4. その他		
交付の根拠	一床ごとの病床面積及び一床当たりの病床面積		病床数の削減率等(病棟別)
	1. 一床ごとの病床面積を6.4m ² 以上、かつ、一床当たりの病床面積を18m ² 以上確保 2. 一床ごとの病床面積を5.8m ² 以上、かつ、一床当たりの病床面積を16m ² 以上確保		整備後病棟整理番号 削減率 % 全体
療養病床への移行の有無	有 [(年 月 予定) (床)] ・ 無		
老人性痴呆症専門病棟への移行の有無	有 [(年 月 予定) (治療病棟 床・療養病棟 床)] ・ 無		

3. 整備事業完成後の概要

区分	整備事業対象病棟		小計	整備事業対象外病棟		病棟外	合計
	内交付対象病棟	内交付対象外病棟					
病床数	(病棟数) () 床	(病棟数) () 床	床	(病棟数) () 床		床	
延床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
一床ごとの病室面積	最大 m ² ～最小 m ²			最大 m ² ～最小 m ²			
一床当たりの病床面積	最大 m ² ～最小 m ²			最大 m ² ～最小 m ²			
補助対象面積	m ²		m ²		m ²	m ²	
病床数	一般病床 床	一般病床 床	一般病床 床	一般病床 床		一般病床 床	
	療養病床 床	療養病床 床	療養病床 床	療養病床 床		療養病床 床	
	精神病床 床	精神病床 床	精神病床 床	精神病床 床		精神病床 床	
				感染症・結核 床		感染症・結核 床	

4. 病棟の内訳

整備前（経過年数 年）			整備後					
整理番号（ - ）			整理番号（ - ）					
用途	室数	延床面積	室数	延床面積	交付対象室数	工事面積	内交付対象面積	主な改善点
病室 (病床数)		m ² ()		m ² ()		m ²	m ² ()	
診療室		m ²		m ²		m ²	m ²	
処置室		m ²		m ²		m ²	m ²	
記録室		m ²		m ²		m ²	m ²	
患者食堂		m ²		m ²		m ²	m ²	
談話室		m ²		m ²		m ²	m ²	
機能訓練室		m ²		m ²		m ²	m ²	
リネン室		m ²		m ²		m ²	m ²	
浴室		m ²		m ²		m ²	m ²	
便所		m ²		m ²		m ²	m ²	
汚物処理室		m ²		m ²		m ²	m ²	
廊下		m ²		m ²		m ²	m ²	
階段		m ²		m ²		m ²	m ²	
その他 ○○○		m ² m ²		m ² m ²		m ² m ²	m ² m ²	
合計		m ²		m ²		m ²	m ²	
一床ごとの病室面積		最大 m ² ~最小 m ²	→	一床ごとの病室面積		最大 m ² ~最小 m ²		
一床当たりの病棟面積		m ²	→	一床当たりの病棟面積		m ²		

5. 病棟外の内訳

整備前（経過年数 年）			整備後						
整理番号（ - ）			整理番号（ - ）						
用途	室数	延床面積	室数	延床面積	交付対象室数	工事面積	内交付対象面積	加算根拠	主な改善点
診察室 (内科) (○○)		m ² m ² m ²		m ² m ² m ²		m ² m ² m ²	m ² m ² m ²	ア・イ・ウ・エ・オ・カ ア・イ・ウ・エ・オ・カ	
待合室		m ²		m ²		m ²	m ²	ア・イ・ウ・エ・オ・カ	
検査室		m ²		m ²		m ²	m ²	ア・イ・ウ・エ・オ・カ	
放射線室		m ²		m ²		m ²	m ²	ア・イ・ウ・エ・オ・カ	
手術室		m ²		m ²		m ²	m ²	ア・イ・ウ・エ・オ・カ	
その他 ○○○		m ² m ²		m ² m ²		m ² m ²	m ² m ²	ア・イ・ウ・エ・オ・カ ア・イ・ウ・エ・オ・カ	
合計		m ²		m ²		m ²	m ²		

6. 高齢者、身体障害者に配慮した整備（具体的に記入すること。）

7. 整備事業の必要性（具体的に記入すること。）

担当：一般分 救急医療係
精神分 障害保健福祉部精神・障害保健課

事業区分	医療施設近代化施設整備（結核）	新規継続 の別	新規継続	全体計画	年度	年度	計画年度	年度
------	-----------------	------------	------	------	----	----	------	----

団体名（開設者）	病院名	所在地
医療法人の場合の種類 1. 社団医療法人（出資持分有・無） 2. 財団医療法人 3. 特定医療法人		

1. 病院の現況

区分	病棟		病棟小計	病棟外（計）	合計
	当該整備事業対象予定病棟（計）	当該整備事業対象外病棟（計）			
病床数	(病棟数)() 床	(病棟数)() 床	(病棟数)() 床		床
全体面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
病床数	結核病床() 床	結核病床() 床	結核病床() 床	整備区域の築後経過年数 年～年	
標榜診療科目名			財産処分の有無	事業名	補助年度
内科、精神科、神経科、呼吸器科、循環器科、外科 整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、泌尿器科、 眼科、理学診療科、歯科、その他()				補助金額	千円
一日平均患者数等	直近の医療監視における職員数（平成 年 月 日実施）			所属医療圏の概要	
		医師	看護婦	医療圏名() 医療圏	
入院	人	常勤職員数	人	既存病床数(A)	床
外来	人	非常勤職員数(常勤換算数)	人	基準病床数(B)	床
病床利用率	%	標準数	人	差引病床数(A-B=C)	床
		充足率	%	過剰率(C÷B)	%
付添看護の有無	有 無	付添看護計画提出の有無	有 無		
実施要綱 3. 交付条件 ⑤に掲げる実施事項					

2. 整備事業計画の概要

整備事業期間	着工：平成 年 月 日～竣工：平成 年 月 日	構造別			
事業の種類	移転新築、改築、増築、増築及び改修、改修、その他()				
敷地の状況	1. 自己所有地 2. 借地 3. 自己所有地及び借地 4. その他				
建物の状況	1. 自己所有 2. 賃貸借 3. 自己所有及び賃貸借 4. その他				
交付の根拠	一床ごとの病床面積及び一床当たりの病床面積		病床数の削減率等（病棟別）	加算部門の有無 有・無	
	1. 一床ごとの病床面積を6.4m ² 以上、かつ、一床当たりの病床面積を18m ² 以上確保	病棟	整備後病棟整理番号		削減率
					%
	2. 一床ごとの病床面積を5.8m ² 以上、かつ、一床当たりの病床面積を16m ² 以上確保	病棟	全 体		
療養病床への移行の有無	有 [(年 月 予定) (完全型 床・移行型 床)] ・ 無				
老人性痴呆疾患専門病棟への移行の有無	有 [(年 月 予定) (治療病棟 床・療養病棟 床)] ・ 無				

3. 整備事業完成後の概要

区分	当該整備事業対象病棟		小計	当該整備事業対象外病棟（計）	病棟外（計）	合計
	内交付対象病棟（計）	内交付対象外病棟（計）				
病床数	(病棟数)() 床	(病棟数)() 床	床	(病棟数)() 床		床
全体面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
一床ごとの居室面積	最大 m ² ～最小 m ²			最大 m ² ～最小 m ²		
一床当たりの病床面積	最大 m ² ～最小 m ²			最大 m ² ～最小 m ²		
交付対象面積	m ²		m ²		m ²	m ²
病床数	結核病床 床	結核病床 床	床	結核病床 床		結核病床 床

4. 病棟の内訳

整備前（経過年数 年）			整備後					
整理番号（ - ）			整理番号（ - ）					
用途	室数	延床面積	室数	延床面積	交付対象室数	工事面積	内交付対象面積	主な改善点
病室		m ²		m ²		m ²	m ²	
診療室		m ²		m ²		m ²	m ²	
処置室		m ²		m ²		m ²	m ²	
記録室		m ²		m ²		m ²	m ²	
患者食堂		m ²		m ²		m ²	m ²	
談話室		m ²		m ²		m ²	m ²	
機能訓練室		m ²		m ²		m ²	m ²	
リネン室		m ²		m ²		m ²	m ²	
浴室		m ²		m ²		m ²	m ²	
便所		m ²		m ²		m ²	m ²	
汚物処理室		m ²		m ²		m ²	m ²	
廊下		m ²		m ²		m ²	m ²	
階段		m ²		m ²		m ²	m ²	
その他 ○○○		m ² m ²		m ² m ²		m ² m ²	m ² m ²	
合計		m ²		m ²		m ²	m ²	
一床ごとの病室面積		最大 m ² ~ 最小 m ²	→	一床ごとの病室面積		最大 m ² ~ 最小 m ²		
一床当たりの病棟面積		m ²	→	一床当たりの病棟面積		m ²		

5. 病棟外の内訳

整備前（経過年数 年）			整備後					
整理番号（ - ）			整理番号（ - ）					
用途	室数	延床面積	室数	延床面積	交付対象室数	工事面積	内交付対象面積	主な改善点
診察室 (内科) (○○)		m ² m ² m ²		m ² m ² m ²		m ² m ² m ²	m ² m ² m ²	
待合室		m ²		m ²		m ²	m ²	
検査室		m ²		m ²		m ²	m ²	
放射線室		m ²		m ²		m ²	m ²	
手術室		m ²		m ²		m ²	m ²	
その他 ○○○		m ² m ²		m ² m ²		m ² m ²	m ² m ²	
合計		m ²		m ²		m ²	m ²	

6. 整備事業の必要性（具体的に記入すること。）

事業区分	医療施設近代化施設整備	新規 継続 の別	新規 継続	全体計画	年～年	計画年度	年
	・病院（改修による療養病床への転換整備） ・診療所（改修等による療養病床への転換整備）						

団体名（開設者）	病院（診療所）名	所在地
医療法人の場合の種類	1. 社団医療法人（出資持分有・無） 2. 財団医療法人 3. 特定医療法人	

1. 病院（診療所）の現況

区分	病棟		病棟小計		病棟外（計）	合計
	整備事業対象病棟 (病棟数)() 床	整備事業対象外病棟 (病棟数)() 床	(病棟数)() 床	(病棟数)() 床		
病床数						
延床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
病床数	一般病床 (療養病床再編) 床	一般病床 (療養病床再編) 床	一般病床 (療養病床再編) 床	一般病床 (療養病床再編) 床		
	精神病床 床	精神病床 床	精神病床 床	精神病床 床		
標榜診療科目名		診療科目名		事業名	補助年度	補助金額
内科、精神科、神経科、循環器科、外科、整形外科、 脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、 耳鼻咽喉科、理学診療科、歯科、その他()		診療科目名		財産処分の有無	年度	千円
所屬医療圏の概要		医療圏名()		整備区域の築後経過年数		
既存病床数(A) 床	基準病床数(B) 床	差引病床数(A-B=C) 床	過剰率(C÷B) %	年～年		

2. 整備事業計画の概要

整備事業期間	着工：平成 年 月 日～竣工：平成 年 月 日	構造別			
事業の種類	病院…改修（一部増築を含む） 診療所…移転新築、改築、増築、増築及び改修、改修、その他()				
敷地の状況	1. 自己所有地 2. 借地 3. 自己所有及び借地 4. その他				
建物の状況	1. 自己所有 2. 賃貸借(附帯) 3. 自己所有及び賃貸借 4. その他				
交付の根拠	一床ごとの病床面積及び一床当たりの病棟面積等		病床数の削減率等（病棟別）		
	1. 一床ごとの病床面積を6.4m ² 以上、かつ、一床当たりの病棟面積を18m ² 以上確保		病棟	整備後病棟整理番号	削減率
	2. 一床ごとの病床面積を6.4m ² 以上確保し、 かつ、一床当たりの病棟面積を18m ² 以上又は一床当たりの病室面積を8m ² 以上確保				%
	3. その他		全	体	

3. 整備事業完成後の概要

区分	整備事業対象病棟		小計	整備事業対象外病棟		病棟外	合計	
	内交付対象病棟 (病棟数)() 床	内交付対象外病棟 (病棟数)() 床		(病棟数)() 床	(病棟数)() 床			
病床数								
延床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
一床ごとの病室面積	最大 m ² ～最小 m ²			最大 m ² ～最小 m ²				
一床当たり病棟面積	最大 m ² ～最小 m ²			最大 m ² ～最小 m ²				
一床当たり病室面積	m ²			m ²				
病床数	交付対象病床数	一般病床 床	一般病床 床	一般病床 床	一般病床 床		一般病床 床	一般病床 床
	療養病床 床	療養病床 床	療養病床 床	療養病床 床	療養病床 床		療養病床 床	療養病床 床
		精神病床 床	精神病床 床	精神病床 床	精神病床 床		精神病床 床	精神病床 床
			精神病床 床	精神病床 床	精神病床 床		精神病床 床	精神病床 床
			感染症・結核 床	感染症・結核 床	感染症・結核 床		感染症・結核 床	感染症・結核 床
機能訓練室の整備状況(室 m ²)								
患者食堂の整備状況(室 m ²)								
談話室の整備状況(室 m ²)								
浴室の整備状況(室 m ²)								

4. 病棟の内訳

整備前（経過年数 年）		整備後						
整理番号（ - ）		整理番号（ - ）						
用途	室数	延床面積	室数	延床面積	交付対象室数	工事面積	内交付対象面積	主な改善点
病室 (病床数)		m ² ()		m ² ()		m ²	m ² ()	
診療室		m ²		m ²		m ²	m ²	
処置室		m ²		m ²		m ²	m ²	
記録室		m ²		m ²		m ²	m ²	
患者食堂		m ²		m ²		m ²	m ²	
談話室		m ²		m ²		m ²	m ²	
機能訓練室		m ²		m ²		m ²	m ²	
リネン室		m ²		m ²		m ²	m ²	
浴室		m ²		m ²		m ²	m ²	
便所		m ²		m ²		m ²	m ²	
汚物処理室		m ²		m ²		m ²	m ²	
廊下		m ²		m ²		m ²	m ²	
階段		m ²		m ²		m ²	m ²	
その他 ○○○ ○○○ ○○○ ○○○		m ² m ² m ² m ²		m ² m ² m ² m ²		m ² m ² m ² m ²	m ² m ² m ² m ²	
合計		m ²		m ²		m ²	m ²	
-床ごとの病室面積	最大	m ² ~最小	m ²	→	-床ごとの病室面積	最大	m ² ~最小	m ²
-床当たりの病棟面積			m ²	→	-床当たりの病棟面積			m ²
-床当たりの病室面積			m ²	→	-床当たりの病室面積			m ²

5. 整備事業の必要性（具体的に記入すること。）

（記入上の注意）診療所における事業については、様式中「病棟」とあるのは、「入院部門」と読み替える。

（担当：救急医療係）

事業区分	医療施設近代化施設整備 療養型病床群療養環境改善事業	新規継続 の別	新規 継続	全体計画	年度～	年度	計画年度	年度
------	-------------------------------	------------	----------	------	-----	----	------	----

団体名(開設者)	病院(診療所)名	所在地
医療法人の場合の種類	1. 社団医療法人(出資持分有・無) 2. 財団医療法人 3. 特定医療法人	

1. 病院(診療所)の現況

病床数の現況(床)	一般病床	療養病床	精神病床	感染症・結核
機能訓練室の現況(室 m ²)				
患者食堂の現況(室 m ²)				
浴室の現況(室 m ²)				
標榜診療科目名	財産処分の有無	事業名	補助年度	
内科、精神科、神経科、循環器科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、理学診療科、歯科、その他()			補助金額 千円	
所属医療圏の概要		医療圏名()	整備区域の築後経過年数	
既存病床数(A) 床	基準病床数(B) 床	差引病床数(A-B=C) 床	過剰率(C÷B) %	年～年
療養型病床群	既整備数(D) 床	整備目標数(E) 床	差引病床数(D)-(E) 床	

2. 整備事業計画の概要

整備事業期間	着工：平成 年 月 日～竣工：平成 年 月 日	構造別
事業の種類別	新築、改築、増築、増築及び改修、改修、その他()	
敷地の状況	1. 自己所有地 2. 借地 3. 自己所有及び借地 4. その他	
建物の状況	1. 自己所有 2. 賃貸借 3. 自己所有及び賃貸借 4. その他	

3. 整備事業完成後の概要

病床数の整備状況(床)	一般病床	療養病床	精神病床	伝染・結核
機能訓練室の整備状況(室 m ²)				
患者食堂の整備状況(室 m ²)				
浴室の整備状況(室 m ²)				

4. 整備事業の必要性(具体的に記入すること。)

医療施設近代化施設整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及びへき地や都市部の診療所の円滑な承継のための整備を促進し、もって医療施設の経営の確保を図ることを目的とする。

2 交付対象

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、その他厚生労働大臣が適当と認める者が開設する医療施設の患者療養環境、医療従事者職場環境、衛生環境等の改善のための施設整備事業

3 交付条件

- (1) 病院（改修（一部増築を含む）により療養病床を整備する病院は除く）
（絶対条件）

建物の老朽化等による建替等のための整備事業において、次の①から④をすべて満たすこと。ただし、前年度以前より医療施設近代化施設整備事業の国庫補助を受けている病院については、医療施設近代化施設整備事業の国庫補助を最初に受けた年度の絶対条件を適用する。

- ① 建替整備（改築及び移転新築）を伴う場合は、整備区域は築後概ね30年以上経過又は新潟県中越地震により被災していること。
- ② 整備後の整備区域の病棟の一床ごとの病室面積を6.4㎡以上（改修の場合は5.8㎡以上）、かつ、一床当たりの病棟面積を18㎡以上（改修の場合は16㎡以上）確保すること。
- ③ 直近の医療監視時における医師・看護師の現員の職員数の標準に対する比率が、原則として、いずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80%以上であること。
- ④ 精神科病院にあっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第18条に基づく常勤の精神保健指定医が2名以上配置されている病院であること。ただし、病床数が100床未満の病院にあっては、常勤の精神保健指定医が1名以上

配置されている病院であること。

- ⑤ 次に掲げるア～ハのうち、いずれかに該当する病院であること。ただし、整備区域の病棟の病床数を20%以上削減する場合はこの限りではない。

ア 平成13年5月16日健政発第529号健康政策局長通知「へき地保健医療対策事業について」に基づくへき地医療拠点病院

イ 昭和52年7月6日医発第692号医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に基づく次の病院

(ア) 病院群輪番制等に参加している病院

(イ) 共同利用型病院

(ウ) 救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院

ウ 平成10年6月11日健政発第728号厚生省健康政策局長通知「地域医療研修施設の整備について」に基づく地域医療研修施設

エ 昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づく腎移植施設

オ 昭和57年1月22日医発第85号厚生省医務局長通知「老人デイケア施設の整備事業について」に基づく老人デイケア施設

カ 昭和59年10月25日健政発第263号健康政策局長通知「共同利用施設の整備について」に基づく共同利用施設

キ 平成7年4月3日児発第379号厚生省児童家庭局長通知「母子医療施設整備事業の実施について」に基づく周産期医療施設

ク 平成6年6月23日健政発第495号健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づく研修医のための研修施設を整備する病院

ケ 訪問看護ステーション実施病院

コ 老人介護支援センター実施病院

サ 平成18年厚生労働省告示第93号「基本診療料の施設基準等」に基づく緩和ケア病棟届出施設

シ 外来患者の院外処方箋率が30%を超える病院

ス 精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院

セ 平成18年厚生労働省告示第94号「特掲診療料の施設基準等」に定める基準を満たす精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、又は重度認知症患者デイ・ケアを実施している精神科病院

ソ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する共同生活援助を実施している精神科病院

- タ 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を運営している精神科病院
- チ 昭和57年4月16日衛発第360号公衆衛生局長通知「精神障害者社会復帰適応訓練事業の実施について」に基づく精神障害者社会適応訓練事業を実施している精神科病院
- ツ 平成12年3月31日障第251号大臣官房障害保健福祉部長通知「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」に基づき実施される地域精神保健活動に協力支援している精神科病院
- テ 障害者自立支援法第五条第六項に規定する生活介護を実施している精神科病院
- ト 障害者自立支援法第五条第十項に規定する共同生活介護を実施している精神科病院
- ナ 障害者自立支援法第五条第十三項に規定する自立訓練を実施している精神科病院
- ニ 障害者自立支援法第五条第十四項に規定する就労移行支援を実施している精神科病院
- ヌ 障害者自立支援法第五条第十五項に規定する就労継続支援を実施している精神科病院
- ネ 障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援を実施している精神科病院
- ノ 障害者自立支援法第五条第二十一項に規定する地域活動支援センターを運営している精神科病院
- ハ 障害者自立支援法第五条第二十二項に規定する福祉ホームを運営している精神科病院

⑥ 上記⑤に掲げるア～ハのうち、いずれかに該当する病院については、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、都道府県の医療計画上病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

なお、上記のように整備計画で病床数を削減すること又は増床を伴わないことに加えて、整備完了後においても増床しないこと。

- ⑦ 整備後の病棟には患者食堂又は談話室を整備するとともに、スロープを設置する等、高齢者・身体障害者に配慮した整備をすること。
- ⑧ 整備区域の病棟は、最低20床以上の病棟とすること。

- ⑨ 精神科病院及び精神病棟にあつては、整備後の整備区域の病棟には畳部屋、6床を超える病室及び原則として鉄格子を設けないこと。

(加算条件)

- ⑩ 病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次の事業を併せて整備する場合は、補助対象基準面積の加算をする。
- ア 患者の療養環境改善の整備
 - イ 医療従事者の職場環境改善の整備
 - ウ 衛生環境改善の整備
 - エ 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備
 - オ 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境の整備（授乳室、託児室等）
- ⑪ 医療機関の情報化の推進を図るため、電子カルテシステムを併せて整備する場合は、次の条件を満たす場合に限り、補助対象基準額の加算をする。
- ア 原則として建替整備であること。
 - イ 「厚生労働省委託事業における用語／コード標準化委員会の開発方針」に基づいた標準マスター（病名、手術・処置、医薬品、検査、医療材料）を使用することとし、必要に応じて厚生労働省が行う調査に協力すること。
 - ウ 診療情報管理や診療情報提供等を行う体制が整備されていること。
 - エ 近隣の医療機関から診療情報の共有化等の申し出があった場合には、協力すること。
 - オ 審査支払機関に対し、磁気テープ・フロッピーディスク・光ディスクを用いたレセプトの電子的請求をすること。

(2) 改修（一部増築を含む）により療養病床を整備する病院（ただし整備区域において一般病床から療養病床に転換する病院を除く。）

次の①から④をすべて満たすこと。

- ① 改修（一部増築を含む）により整備する病棟の1床ごとの病室面積を6.4㎡以上、かつ、1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保すること。
- ② 機能訓練室、患者食堂、談話室及び浴室を必ず設置すること。
- ③ 整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、都道府県の医療計画上病床非過剰地域に所在する病院については病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

なお、上記のように整備計画で病床数を削減すること又は増床を伴わないことに加えて、整備完了後においても増床しないこと。

- ④ 療養病床の整備は、最低20床以上の病棟とすること。

(3) 結核病棟改修等整備事業

(絶対条件)

次の①から⑤をすべて満たすこと。ただし、加算条件に規定する整備のみ行う場合においても補助対象事業とする。

- ① 結核予防法第36条の規定に基づき、指定医療機関であること。
- ② 建替整備（改築及び移転新築）を伴う場合は、整備区域は築後概ね30年以上経過していること。
- ③ 整備後の整備区域の病棟の1床ごとの病室面積を6.4㎡以上（改修の場合は5.8㎡以上）、かつ、1床当たりの病棟面積を18㎡以上（改修の場合は16㎡以上）確保すること。
- ④ 直近の医療監視時における医師・看護師の現員の職員数の標準に対する比率が、原則として、いずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80%以上であること。
- ⑤ 整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、結核病棟においては、都道府県全域で病床利用率が極めて低く、また、病院間の病床利用率の格差が大きい実情に鑑み、都道府県の医療計画上病床非過剰地域に所在する病院又は都道府県内の他の病院で同規模の削減が可能な場合については、整備を行う病院における病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

なお、上記のように整備計画で病床数を削減すること又は増床を伴わないことに加えて、整備完了後においても増床しないこと。

(加算条件)

陰圧化等空調整備を併せて行う場合は、補助対象基準面積の加算をする。

(4) 診療所

次のいずれかを満たすこと。

- ① 承継に伴う診療所の施設整備

次のアからオのすべてを満たすこと。

ア 以下のいずれかの条件に該当し、かつ、事業実施年度の前年度、当該年度、又は翌年度の承継に伴う施設整備であること。

(ア) 次のいずれかの地域に所在する診療所

- ・ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づ

く 指定地域

- ・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する地域（過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）の失効に伴う経過措置については、別に定める。）

- ・ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づく指定地域

く 指定地域

- ・ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する地域
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する地域

- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する地域

- ・ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づく指定地域

- ・ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく指定地域

(イ) 独立行政法人福祉医療機構が実施する開業医承継支援事業の取扱対象となった診療所

イ 救急患者の搬入口の整備をすること。

ウ 高齢者・身体障害者等に配慮したスロープの整備をすること。

エ 療養指導室の整備をすること。

オ 小児科を標榜するものについては、乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備（授乳室、託児室等）をすること。

② 改修等（新規開設を除く）により療養病床を整備する診療所（ただし整備区域において一般病床から療養病床に転換する診療所を除く。）

次のアからオをすべて満たすこと。

ア 都道府県の医療計画上病床非過剰地域に所在する診療所であり、当該整備計画は非過剰病床数の範囲内であること。

イ 整備区域の病床数は、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号（以下「平成10年改正省令」という。））の施行の際現に医療法第7条第1項の開設の許可を受けている診療所、又は第8条の届け出を行っている診療所の病床数の範囲内であること。

なお、増床を伴う整備計画でないこと。

ウ 建替整備（改築及び移転新築）を伴う場合は、築後概ね30年以上経過

していること。

なお、移転新築の場合は、同一医療圏内での整備計画であること。

エ 改修等により整備する療養病床の1床ごとの病室面積を6.4㎡以上確保し、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。

(ア) 1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する

(イ) 1床当たりの病室面積を8㎡以上確保する

オ 機能訓練室、患者食堂、談話室及び浴室を必ず設置すること。

(談話室は、患者食堂と兼用でも可)

(5) 療養病床療養環境改善事業

病院・診療所における療養病床の療養環境改善のための整備事業において、次の①から③をすべて満たすこと。

① 療養病床に必要な機能訓練室、患者食堂及び浴室の全部又は一部の整備事業であること。

② 病室の整備が伴わない整備計画であること。ただし、①の整備に当たり既存病室を転用する場合はこの限りでない。

③ 整備後は、医療法及び医療法施行規則本則に定める療養病床の構造設備の基準を満たすこと。なお、廊下幅に限り、平成5年改正省令附則、平成10年改正省令附則及び平成12年改正省令附則に定める経過措置の基準を適用しても差し支えないものとする。

(6) 介護老人保健施設等整備事業

医学的管理の下に介護・リハビリ等を行う介護老人保健施設等を整備するにあたって、次の①～④をすべて満たすこと。

① 既存の病院若しくは有床診療所の病床を削減（病床の廃止も含む）した上で、介護老人保健施設を整備すること。ただし、廃止する場合には、診療所（既存の病院の外来部門を活用することも可能とする。）を併設させること。

② 介護老人保健施設の定員は削減病床数の範囲内とする。

③ 既存の病院若しくは有床診療所の患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づいて入所させる場合の整備に限るものとする。

④ 介護老人保健施設の整備にあたっては第3期介護保険事業計画に基づく参酌標準の範囲内での整備であること。

平成20年度医療提供体制施設整備交付金交付要綱(抜粋)

(通則)

- 1 医療提供体制施設整備交付金(以下「交付金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項に規定する都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)に定める医療提供施設の整備の目標等に関し、整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養成力の充実等を図ることを目的とする。

(事業計画の策定)

- 3 都道府県知事は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であつて、交付金の交付を受けて医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるときは、医療提供施設等の整備に関する計画(以下「事業計画」という。)及び事業の実施に要する経費に関する調書を別紙1により作成し、平成20年4月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業計画の作成に当たっては、都道府県において策定される医療計画を念頭に置き、地域医療の状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。

- (1) 医療提供施設相互間の機能分担と医療連携に相当の効果が期待できるもの。
- (2) 医師、看護師その他の医療従事者の確保に相当の効果が期待できるもの。
- (3) 法令又は通達等により、整備促進を図る必要があるもの。
- (4) その他、整備する医療提供施設等の地域における役割等を踏まえ、建築後の経過年数及び老朽度を勘案して整備するもの。

(交付対象事業)

4 本交付要綱において交付金を充てることができる事業は、次に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）とする。

(1) 休日夜間急患センター施設整備事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づく休日夜間急患センター施設整備事業

(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

(3) 救命救急センター施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく救命救急センター施設整備事業

(4) 小児救急医療拠点病院施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児救急医療拠点病院施設整備事業

(5) 小児初期救急センター施設整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児初期救急センター施設整備事業

(6) 小児医療施設施設整備事業

平成7年4月3日児発第379号厚生省児童家庭局長通知「母子医療施設整備事業の実施について」（以下「母子医療施設整備事業実施要綱」という。）に基づく小児医療施設施設整備事業

(7) 周産期医療施設施設整備事業

「母子医療施設整備事業実施要綱」に基づく周産期医療施設施設整備事業

(8) 小児科・産科連携病院等病床転換施設整備事業

平成19年2月6日医政発第0206003号厚生労働省医政局長及び雇児発第0206001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「小児科・産科連携病院等病床転換整備事業の実施について」に基づく小児科・産科連携病院等病床転換施設整備事業

(9) 共同利用施設施設整備事業

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設（部門）施設整備事業

(10) 医療施設近代化施設整備事業

平成5年12月15日健政発第786号厚生省健康政策局長通知「医療施設近代化施設整備事業の実施について」(以下「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」という。)に基づく医療施設近代化施設整備事業

(11) 不足病床地区病院施設整備事業

次に定める基準により実施する療養病床及び一般病床不足地区における病院の施設整備事業

ア 新築の場合

新築しようとする所在地に係る医療計画上の既存病床数が基準病床数を超えないこと。

イ 増築の場合

増築しようとする病院の療養病床及び一般病床利用率が前年において年間平均80%以上であり、かつ、アの要件に該当するものであること。

(12) 基幹災害医療センター施設整備事業

平成8年5月10日健政発第435号厚生省健康政策局長通知「災害拠点病院整備事業の実施について」(以下「災害拠点病院整備事業実施要綱」という。)に基づく基幹災害医療センター施設整備事業

(13) 地域災害医療センター施設整備事業

「災害拠点病院整備事業実施要綱」に基づく地域災害医療センター施設整備事業

(14) 院内助産所・助産師外来施設整備事業

平成20年3月31日医政発第0331028号厚生労働省医政局長通知「院内助産所・助産師外来開設促進事業等の実施について」に基づく院内助産所・助産師外来施設整備事業

(15) がん診療施設施設整備事業

がんの診断、治療を行う病院の施設整備事業

(16) 医学的リハビリテーション施設施設整備事業

リハビリテーション施設の施設整備事業

(17) 腎移植施設施設整備事業

昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づく腎移植施設施設整備事業

(18) 特殊病室施設整備事業

平成7年6月5日健医発第716号厚生省保健医療局長通知「骨髄移植施設等における無菌室の整備について」に基づく特殊病室施設整備事業

(19) 肝移植施設施設整備事業

平成19年3月26日健発第0326008号厚生労働省健康局長通知「肝移植施設整備事業の実施について」に基づく肝移植施設施設整備事業

(20) 治験施設施設整備事業

平成12年4月3日健政発第464号厚生省健康政策局長通知「治験推進対策施設整備事業の実施について」に基づく治験施設施設整備事業

(21) 病児・病後児保育施設施設整備事業

平成11年12月21日児発第882号厚生省児童家庭局長通知「病児・病後児保育施設整備事業の実施について」に基づく病児・病後児保育施設施設整備事業

(22) 特定地域病院施設整備事業

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域に所在し、かつ、(2)、(3)、(6)、(11)、(15)、(16)、(17)の施設整備事業又は平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策実施要綱」という。）に定めるへき地医療拠点病院の施設整備事業の要件のいずれかに該当する病院（以下「大規模地震指定地域病院」という。）が、耐震診断の結果、改築又は補強が必要と認められる診療棟又は病棟（精神病棟及び感染症病棟並びに木造を除く。）の耐震化を図る施設整備事業

(23) 医療施設耐震工事等施設整備事業

平成12年11月22日健政発第1325号厚生省健康政策局長通知「医療施設耐震工事等施設整備事業の実施について」に基づき、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた耐震化を必要とする（地震防災上改築又は補強を要する）医療機関及び土砂災害危険か所に所在する医療施設が実施する医療施設耐震工事等施設整備事業

(24) 医療施設耐震整備事業

平成18年10月12日医政発第1012003号厚生労働省医政局長通知「医療施設耐震整備事業の実施について」に基づく医療施設耐震整備事業

(25) アスベスト除去等整備事業

平成18年2月3日医政発第0203005号厚生労働省医政局長通知「アス

ベスト除去等整備事業の実施について」に基づくアスベスト除去等整備事業

(26) 看護師勤務環境改善施設整備事業

平成5年6月15日健政発第388号厚生省健康政策局長通知「看護婦勤務環境改善施設整備事業の実施について」に基づく看護師勤務環境改善施設整備事業

(27) 看護師宿舎施設整備事業

平成5年6月15日健政発第389号厚生省健康政策局長通知「看護婦宿舎施設整備事業の実施について」に基づく看護師宿舎施設整備事業

(28) 病院内保育所施設整備事業

平成17年4月1日厚生労働省発医政第0401037号厚生労働事務次官通知「病院内保育所運営事業の実施について」に基づく病院内保育所施設整備事業

(29) 院内感染対策施設整備事業

平成5年6月15日健政発第387号厚生省健康政策局長通知「院内感染対策施設整備事業について」に基づく院内感染対策施設整備事業

(30) 医療機器管理室施設整備事業

平成16年4月1日医政発第0401024号厚生労働省医政局長通知「医療機器管理室施設整備事業の実施について」に基づく医療機器管理室施設整備事業

(31) 内視鏡訓練施設施設整備事業

平成17年3月25日医政発第0325009号厚生労働省医政局長通知「内視鏡訓練施設整備事業の実施について」に基づく内視鏡訓練施設施設整備事業

(32) 看護師等養成所施設整備事業

看護師等養成所の施設整備事業

(33) 歯科衛生士養成所施設整備事業

平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」に基づき、整備後の修業年限を3年以上とする歯科衛生士養成所施設整備事業

(交付金事業者)

- 5 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。

(1) 4の(1)から(31)に掲げる交付対象事業

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

ただし、(11)、(16)及び(22)の交付対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会（以下「公的団体」という。）並びに国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に限る。

また、(9)、(20)、(24)、(26)及び(27)並びに(29)から(31)に掲げる交付対象事業を実施できる者は、公的団体を除く者（以下「民間事業者」という。）に限る。

(2) 4の(32)及び(33)の交付対象事業

(ア) 医療法人 (イ) 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。） (ウ) 学校法人及び準学校法人

(エ) 民法法人 (オ) 健康保険組合及び健康保険組合連合会 (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

ただし、(ア)及び(エ)については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の2の規定による「専修学校」又は同法第83条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）若しくは歯科衛生士養成所に限る。

(交付金の対象除外)

6 交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

(1) 土地の取得又は整地に要する費用

(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用

(4) 既存建物の買収に要する費用

(5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

7 この交付金は、事業計画に記載された医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるため都道府県に交付するものとし、その交付額は、次により算定するものとする。

- (1) 別表2の第1欄に掲げる事業区分別に、第2欄に定める基準額と第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を交付基礎額とする。
- (3) 別表1の第1欄のAに掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に別表5の調整率を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。)を、別表6、別表7及び別表8の評価事項による評価に基づき、合計した額を交付額とする。
- (4) 別表1の第1欄のB及びCに掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に別表4(ただし、4の(32)及び(33)の交付対象事業を除く。)及び別表5の調整率を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。)を、別表6の評価事項による評価に基づき、事業分類ごとに合計した額を交付額とする。

(交付金の配分方法)

- 8 都道府県は、国から交付される交付金を交付金事業者ごとに事業区分を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。

なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分又は施設の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。

- (1) 交付金の配分の調整は、当初提出した事業計画の内容に基づき行うとともに、交付金の対象となる事業分類に該当する事業区分の範囲内で調整する。
- (2) 交付金事業者に配分する交付金の事業分類ごとの合計額は、別表1の第1欄のA及びBに掲げる事業分類については、配分する交付対象事業における交付基礎額の合計額の3分の1、Cに掲げる事業分類については、該当する交付対象事業における交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となるよう調整する。

(別表2)

	<p>棟及び開放型病棟に転用する面積とする。</p>	
<p>※ (10) 医療施設近代化施設整備事業</p>	<p>次により算定された額の合計額とする。</p> <p>ただし、平成17年度以前からの継続整備事業で、医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和54年厚生省発医第137号）による補助を受けている事業者については、補助開始年度における当該交付要綱に定める単価を適用する。</p> <p>(1) 病院（改修により療養病床を整備する病院は除く。）</p> <p>ア及びイに掲げる基準面積（＝ア＋イ）に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア 病棟整備</p> <p>(ア) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(イ) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>イ 「医療施設近代化施設</p>	<p>医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 病院（改修により療養病床を整備する病院は除く。）</p> <p>ア 病棟 （病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）</p> <p>イ 次に掲げる整備のうち厚生労</p>

	<p>整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合</p> <p>(7) 整備区域の病床数を20%以上削減する場合 25 m²×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(イ) 整備区域の病床数を20%未満削減する場合 15 m²×整備後の整備区域の病床数</p> <p>ウ 「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑪に該当する場合 電子カルテシステムを整備する場合 1床当たり 588 千円×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(2) 改修により療養病床を整備する病院 1床当たり 2,935 千円×整備後の療養病床の病床数</p> <p>ただし、(1)、(2)の病院の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は1病院150床(公的団体及び持分のない法人は300床)を限度とする。</p> <p>(3) 結核病棟改修等整備事業 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p>	<p>働大臣が認める部門</p> <p>(7) 患者療養環境改善整備 (イ) 医療従事者職場環境改善整備 (ウ) 衛生環境改善整備 (エ) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備 (オ) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備</p> <p>ウ 電子カルテシステムの整備</p> <p>(2) 改修により療養病床を整備する病院 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p> <p>(3) 結核病棟改修等整備事業 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ア 病棟整備</p> <p>(7) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(イ) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>イ 陰圧化等空調整備を併せて行う場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(4) 診療所</p> <p>ア 承継に伴う診療所 次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>(7) 無床の場合 160㎡</p> <p>(イ) 有床の場合</p> <p>① 5床以下の場合 240㎡</p> <p>② 6床以上の場合 760㎡</p> <p>イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり2,935千円×整備後の療養病床の病床数</p>	<p>(4) 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室 等)</p> <p>ただし、改修等により療養病床を整備する診療所にあつては、次のとおりとする。 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等(外</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>(5) 療養病床療養環境改善事業</p> <p>ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア 機能訓練室 1施設当たり 40㎡</p> <p>イ 患者食堂 療養病床1床当たり 1㎡</p> <p>ウ 浴室 浴室1か所当たり 8,581千円</p> <p>ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、17,162千円とする。</p> <p>(6) 介護老人保健施設及び診療所</p> <p>病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。)×1床当たり単価</p>	<p>来部門を除く。))</p> <p>(5) 療養病床療養環境改善事業 (機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備等)</p> <p>(6) 介護老人保健施設及び診療所</p> <p>ア 介護老人保健施設 整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(6の「交付金の対象除外」にかかわらず、工事施工のため直接必要な事務に要する費用(旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等)</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>(1床当たり単価) 新築 3,031 千円 改築 3,637 千円 改修 1,516 千円</p> <p>イ 病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合 次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 160 m²</p>	<p>をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>イ 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室 等)</p>
(11) 不足病床地区 病院施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 療養病床数及び一般病床数×1床当たり基準面積 (ただし、100床を限度とする。) (2) 増築の場合 療養病床数及び一般病床数×1床当たり基準面積 (ただし、50床を限度とする。)</p> <p>(1床当たり基準面積) 耐火構造 21.00 m²/床 ブロック・木造 18.84 m²/床</p>	<p>不足病床地区病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>病棟(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、パルコニー、廊下、便所 等)</p>

(別表3)

(沖縄県)

※

(7) 周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	165,000	157,100	149,200	141,400
		ブロック	144,100	137,200	130,300	123,500
(10) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	165,000	157,100	149,200	141,400
		ブロック	144,100	137,200	130,300	123,500
	診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート	123,800	123,800	123,800	123,800
		ブロック	107,900	107,900	107,900	107,900
		木造	123,800	123,800	123,800	123,800
	診療所 (離島、豪雪地区)	鉄筋コンクリート	132,500	132,500	132,500	132,500
		ブロック	115,800	115,800	115,800	115,800
		木造	132,500	132,500	132,500	132,500
	(14) 院内助産所・助産師外来施設整備事業		鉄筋コンクリート	165,000	157,100	149,200
		ブロック	144,100	137,200	130,300	123,500
		木造	165,000	157,100	149,200	141,400
(17) 腎移植施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	391,500	391,500	391,500	391,500
(19) 肝移植施設施設整備事業						
(20) 治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	184,400	175,600	166,800	158,000
		ブロック	161,400	153,700	146,000	138,300
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	152,000	144,800	137,600	130,300
		ブロック	133,000	126,700	120,400	114,000
(21) 病児・病後児保育施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	165,000	157,100	149,200	141,400
		ブロック	144,100	137,200	130,300	123,500
		木造	165,000	157,100	149,200	141,400
(26) 看護師勤務環境改善施設整備事業						
(27) 看護師宿舍施設整備事業		鉄筋コンクリート	184,100	175,300	166,500	157,800
		ブロック	160,900	153,200	145,500	137,900
		木造	184,100	175,300	166,500	157,800

(28) 病院内保育所 施設整備事業	鉄筋コンク リート	153,000	145,700	138,400	131,100
	ブロック	134,000	127,600	121,200	114,800
	木造	153,000	145,700	138,400	131,100
(32) 看護師等養成 所施設整備事業	鉄筋コンク リート	133,700	127,300	120,900	114,600
(33) 歯科衛生士養 成所施設整備事 業	ブロック	115,900	110,400	104,900	99,400
	木造	133,700	127,300	120,900	114,600

(注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回る場合は、当該建築単価を基準単価とする。

2 (10) 医療施設近代化施設整備事業の項の「離島、豪雪地区」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域）」、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する「豪雪地帯」及び第2項に規定する「特別豪雪地帯」、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する「小笠原諸島」並びに沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する「離島」とする。

3 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区 分	地 域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、 富山県、山梨県、長野県、 沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、 茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、 岐阜県、静岡県、三重県、京都府、 大阪府、奈良県、鳥取県、 広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、 和歌山県、島根県、岡山県、山口県、 香川県、高知県、佐賀県、長崎県、 宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

別表4 既存病床数の割合による調整（平成20年3月31日現在）

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合 (精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床の合計)	調整率
105%以上	0.95
105%未満	1.00

別表5 事業区分による調整

事業区分	調整率
4の(1)から(30)に掲げる事業(ただし、4の(12)及び(13)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。)	0.33
4の(12)、(13)及び(31)から(33)に掲げる事業(ただし、4の(12)及び(13)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限る。)	0.50

別表6 都道府県の優先順位に係る評価事項(100点)

項目	点数
都道府県の優先順位	以下の式により算出される点数とする。 $100 / (\text{事業数} - 1) \times (\text{事業数} - \text{順位})$ なお、事業数が1の場合は、100点とする。

別表7 医療機関に係る評価事項(35点)

区分	当該事業を行う医療機関の医療計画における位置付け	点数
(1) がん	専門的な診療機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(2) 脳卒中	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(3) 急性心筋梗塞	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点

福医第2341号
平成21年2月18日

臨床研修指定病院長 殿

沖縄県福祉保健部医務・国保課長

平成22年度以降臨床研修病院施設整備事業等に
係る事業計画調査について（照会）

本県の医療行政の推進におかれましては、日頃から御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、臨床研修指定病院等において、臨床研修をより効率的に実施するため、国においては別添のとおり、下記事業を実施しております。

つきましては、平成22年度以降、事業計画がありましたら別添様式に御記入のうえ提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、希望した場合においても、当該事業は内閣府一括計上予算枠内のひとつの補助事業となっておりますので、同予算内の他の補助事業との兼ね合いや、希望する病院が多数の場合は採択されないことがありますことを申し添えます。

記

1 調査回答様式：別添様式

(様式の電子ファイルが必要な方は下記担当あて御連絡ください。)

2 回答期限：平成21年3月17日（火）

3 提出先：沖縄県福祉保健部医務・国保課 医務看護班
(〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2)

4 留意事項：

(1)対象施設 臨床研修指定病院

(2)対象事業 ①臨床研修病院施設整備事業

②研修医のための研修施設整備事業

(3)計画がない場合は回答不用です。

なお、期日までに回答がない場合は、計画がないものとして取り扱いますので、御了承ください。

(4)平成23年度以降の事業計画についても予定があれば、記入可能箇所のみで結構ですので記入し提出してください。

【照会先】

沖縄県福祉保健部医務・国保課

医務看護班 仲村 麻紀子

TEL：098-866-2169 FAX：098-866-2714

Mail：yaramkko@pref.okinawa.lg.jp

臨床研修病院施設整備事業

- 1 平成21年度臨床研修病院施設整備事業(様式1)
- 2 施設整備事業計画書(様式2～4)
- 3 研修医数算出内訳書(様式5)
(プログラム毎に作成すること)
- 4 付近見取図(位置図)
- 5 整備施設の図面(A4サイズ写)
- 6 増築又は改築にあつては、既存建物の図面
(A4サイズで既存面積のわかるもの)
- 7 その他の参考資料

【記入要領】

- 1 「1. 施設の状況」については特に定めのあるものを除き計画する年度(以下「計画年度」という。)の前年の8月1日現在で作成するものとする。但し、入院患者実数等の数値については計画年度の前々年度1年間の実績に基づいて記入するものとする。
- 2 医療法上の許可病床数については計画年度の前年の8月1日現在における医療法の許可病床数とする。
- 3 「医療法による医師の標準員数」は、医療法施行規則第19条第1項第1号の規定に従い、次に掲げる算出式により算出すること。(患者数は入院及び外来とも申請年度の前年度の1日の平均とすること。)

算出方法

医師の標準員数＝

$$\left[\frac{\text{精神病床及び療養病床に係る入院患者数(歯科の入院患者数を除く。)}}{3} + \frac{\text{精神病床及び療養病床以外の病床に係る入院患者実数(歯科の入院患者実数を除く。)}}{2.5} + \frac{\text{外来患者数(耳鼻いんこう科、眼科及び歯科の外来患者数を除く。)}}{5} + \frac{\text{耳鼻いんこう科及び眼科の外来患者数}}{5} - 52 \right] \times 1/16 + 3$$

- 4 診療科別医師数、患者数、指導医数の状況
 - ・診療科名等の欄のうち内～放以外で標榜しているものについては空欄に記載すること。
 - ・医師数は、歯科医師を除いた数を記入する。
 - ・常勤とは、当該病院において専任で診療に従事している者であり、非常勤とは、当該病院において専任でない者をいう。
 - ・病床数は計画年度の8月1日現在における医療法の許可病床数とする。
 - ・年間入院患者実数は計画年度の前々年度の繰越患者数に計画年度の前々年度中における新入院患者を加えた数
 - ・1日平均入院患者数
次の算式による数値とする。(小数点第2位を四捨五入)
(入院患者延数/年間総日数(365))
なお、入院患者延数とは年度内における毎日午後12時(24時)現在の在院患者数を合計した数とする。
 - ・1日平均外来患者数
次の算式による数値とする。(小数点第2位を四捨五入)
(外来患者延数/外来診療日数)
 - ・指導医数については常勤、非常勤とも実人員数を記載すること。
 - ・研修を行う診療科については、行う診療科欄に○を付すこと。
- 5 構造の種類及び延面積欄における外来診療部門、救急診療部門、総合診療部門、在宅医療部門及び病歴管理室その他の延面積については整備計画欄の内訳として記入すること。

平成21年度臨床研修病院施設整備事業

都道府県名:

施設名	設置主体	研修医	新築等の種別	総事業費 (A)	寄付金その他収入額 (B)	差引額 (A)-(B)=(C)	対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	国庫補助基本額 (G)	国庫補助所要額 (H)
				円	円	円	円	(x @ 円)	円	円	円
計											

(注) 1. 選定額F欄はDとEを比較して少ない方の欄を記入すること。
 2. 国庫補助基本額G欄は、CとFを比較して少ない額を記入すること。
 3. 国庫補助所要額H欄はG欄に記載された額に1/2を乗じて得た額を記載すること。
 4. 基準額欄Eに国庫補助所要額の対策面積の算出内訳を記入すること。
 5. 基準額欄Eの基準面積は、500㎡を限度とする。但し、建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準とする。

平成21年度臨床研修病院施設整備事業

都道府県名:

施設名	設置主体	研修医	新築等の種別	総事業費 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A)-(B)=(G) 円	対象経費の 支出予定額 (D) 円	基準額 (E) 円	選定額 (F) 円	国庫補助 基本額 (G) 円	国庫補助 所要額 (H) 円
〇〇病院	〇〇法人	12人	新築	150,000,000	0	150,000,000	120,000,000	92,200,000 (500㎡ x@184,400円)	92,200,000	92,200,000	46,100,000
計											

(注) 1. 選定額F欄はDとEを比較して少ない方の欄を記入すること。
 2. 国庫補助基本額G欄は、CとFを比較して少ない額を記入すること。
 3. 国庫補助所要額H欄はG欄に記載された額に1/2を乗じて得た額を記載すること。
 4. 基準額欄Eに国庫補助所要額の対象面積の算出内訳を記入すること。
 5. 基準額欄Eの基準面積は、500㎡を限度とする。但し、建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準とする。

施設整備事業計画書

計画年度 21年度

事業区分 **臨床研修病院施設整備事業**

開設者	施設名	所在地

1. 施設の現況

病院長名		プログラム責任者名										
○医療法上の許可病床数		床(精神 床)(結核 床)(感染症 床)(その他 床)										
医師数		医療法上の必要数(名) 現在数(名)										
診療科別医師数、患者数、指導医数の状況												
診療科目等		内	精	小	外	整	皮	泌	産	眼	耳	放
医師数	常勤											
	(うち指導医)											
	非常勤											
病床数												
患者数	年間入院患者数											
	1日平均入院患者数											
	1日平均外来患者数											
研修を行う診療科												
診療科目等											病理	検査
医師数	常勤											
	(うち指導医)											
	非常勤											
病床数												
患者数	年間入院患者数											
	1日平均入院患者数											
	1日平均外来患者数											
研修を行う診療科												
医師臨床研修医数 (記載例)	プログラム番号	プログラム名							1年生	2年生	計	
	030###1	〇〇病院初期臨床研修プログラムA							5.00人	2.67人	7.67人	
	030###2	〇〇病院初期臨床研修プログラムB							2.00人	1.00人	3.00人	
									人	人	人	
									人	人	人	
	合計								7.00人	3.67人	10.67人	

※ 研修医数については、様式5における各年次ごとの1月当たり平均人数を記載する。

※ 基準面積を算出する場合には、研修医数の小数点以下を切り捨てる。

2. 設備事業計画等の概要

事業の種別	ア. 新築	イ. 増築	ウ. 改築			
整備事業期間	全体事業	着工：平成 年 月～ 竣工：平成 年 月				
	補助対象部門に係る当該年度事業予定期間	着工：平成 年 月～ 竣工：平成 年 月				
敷地の状況	ア. 自己所有地(m ²) イ. 借地(m ²) ウ. 計(m ²)					
構造の種類 及び延面積	区分	既設分		整備計画		
		建築年度及び構造	延面積	建築年度及び構造	延面積	
	外来診療棟		m ²		m ²	
	外 来 診 療 部 門					
	内科	精神科	小児科	外科	整形外科	皮膚科
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	外 来 診 療 部 門					救急診療部門
	泌尿器科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	放射線科	診察室 処置室
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	総合診療部門	在宅医療部門	病歴管理室	そ の 他 (具 体 的 に 記 載)		
外来診察室	在宅医療 指導管理室					
m ²	m ²	m ²				

3. 算出根拠

国庫補助所要額	(基準面積) (単価)
	m ² × 円 × 1/2: 千円

4. 整備理由等

--

5. 外来診療棟等建物の用途別面積

区分	階別	現 状		整 備 計 画			完 成 後		
		室 名	面積 m ²	室 名	番号	面積 m ²	室 名	面積 m ²	
外 来 診 療 棟 等	階								
	階								
	階								
	階								

(注) (1)「室名」欄は、〇〇科診察室、〇〇科処置室、在宅医療指導管理室、病歴管理室、等使用目的の名称を記入すること
 (2)整備計画の「番号」欄は、別添資料の平面図の各室に番号又は符号を付して関連がわかるように整理すること。

記入上の注意)

- (1) 「補助対象事業分」とは当該事業の補助金の交付の対象とする部分(財産処分の制限がかかる部分)を指し、「補助対象事業外分」とは当該事業の補助金の交付の対象としない部分(財産処分の制限がかからない部分)を指す。
また、当該事業に係る見積書等及び補助対象事業分の金額の算出方法が分かる書類(進捗率の内訳)を必ず添付すること。なお、この場合、年度間の金額の按分は支払額ではなく進捗率により行うこと。
- (2) 「補助対象外経費」とは補助対象事業分のうち、交付要綱に定める(交付の対象外費用)に該当する経費及び交付要綱に定める(交付額の算定方法)において対象経費とされていない経費を指し、「補助対象経費」とは補助対象事業分のうち、交付要綱に定める(交付額の算定方法)において対象経費とされている経費を指す。
- (3) 複数年度にわたり継続して事業を行う場合は、各年度の員数(面積)は同一とする。
- (4) 全体の事業が3か年以上にわたる計画の場合には、「年度別内訳」欄を適宜増やして作成すること。なお、単年度事業の場合には、「総事業」欄のみに記入すること。

研修医数算出内訳書

プログラム 番号	研修を行う 診療科	プログラム名												年間延べ	1月当たり 平均研修医数 (延べ人数/12月)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1年生														0人	0.00
2年生														0人	0.00
計														0.00	

注1 21年度に当該施設で研修を行う研修医について、プログラム毎に記載すること。

注2 1月当たり平均研修医数は、年間延べ人数を12月で除して、小数点以下第3位を四捨五入して得た数とする。

様式5(記載例)

研修医数算出内訳書

プログラム 番号	03####1	プログラム名		〇〇病院初期臨床研修プログラムA												年間延べ	1月当たり 平均研修医数 (延べ人数/12月)
		研修を行う 診療科	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1年生	内科、 外科、救急	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60人	5.00
2年生	小児、精神	5	5	5	3	3	3	2	2	2	2					32人	2.67
計																7.67	

注1 21年度に当該施設で研修を行う研修医について、プログラム毎に記載すること。

注2 1月当たり平均研修医数は、年間延べ人数を12月で除して、小数点以下第3位を四捨五入して得た数とする。

研修医のための研修施設整備事業

- 1 平成21年度研修医のための研修施設整備事業(様式1)
- 2 施設整備事業計画書(様式2～4)
- 3 研修医数算出内訳書(様式5)
(プログラム毎に作成すること)
- 4 付近見取図(位置図)
- 5 整備施設の図面(A4サイズ写)
- 6 増築又は改築にあつては、既存建物の図面
(A4サイズで既存面積のわかるもの)
- 7 その他の参考資料

【記入要領】

- 「1. 施設の状況」については特に定めのあるものを除き計画する年度(以下「計画年度」という。)の前年の8月1日現在で作成するものとする。但し、入院患者実数等の数値については計画年度の前々年度1年間の実績に基づいて記入するものとする。
- 医療法上の許可病床数については計画年度の前年の8月1日現在における医療法の許可病床数とする。
- 「医療法による医師の標準員数」は、医療法施行規則第19条第1項第1号の規定に従い、次に掲げる算出式により算出すること。(患者数は入院及び外来とも申請年度の前年度の1日の平均とすること。)

算出方法

医師の標準員数＝

$$\left[\frac{\text{精神病床及び療養病床に係る入院患者数(歯科の入院患者数を除く。)}}{3} + \frac{\text{精神病床及び療養病床以外の病床に係る入院患者実数(歯科の入院患者実数を除く。)}}{2.5} + \frac{\text{外来患者数(耳鼻いんこう科、眼科及び歯科の外来患者数を除く。)}}{5} + \frac{\text{耳鼻いんこう科及び眼科の外来患者数}}{5} - 52 \right] \times 1/16 + 3$$

- 診療科別医師数、患者数、指導医数の状況
 - 診療科名等の欄のうち内～放以外で標榜しているものについては空欄に記載すること。
 - 医師数は、歯科医師を除いた数を記入する。
 - 常勤とは、当該病院において専任で診療に従事している者であり、非常勤とは、当該病院において専任でない者をいう。
 - 病床数は計画年度の8月1日現在における医療法の許可病床数とする。
 - 年間入院患者実数は計画年度の前々年度の繰越患者数に計画年度の前々年度中における新入院患者を加えた数
 - 1日平均入院患者数
次の算式による数値とする。(小数点第2位を四捨五入)
(入院患者延数/年間総日数(365))
なお、入院患者延数とは年度内における毎日午後12時(24時)現在の在院患者数を合計した数とする。
 - 1日平均外来患者数
次の算式による数値とする。(小数点第2位を四捨五入)
(外来患者延数/外来診療日数)
 - 指導医数については常勤、非常勤とも実人員数を記載すること。
 - 研修を行う診療科については、行う診療科欄に○を付すこと。
- 構造の種類及び延面積欄における外来診療部門、救急診療部門、総合診療部門、在宅医療部門及び病歴管理室その他の延面積については整備計画欄の内訳として記入すること。

平成21年度研修医のための研修施設整備事業

都道府県名:

施設名	設置主体	研修医	新築等の種別	総事業費 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A)-(B)=(C) 円	対象経費の 支出予定額 (D) 円	基準額 (E) 円 (人 x 30㎡ x @ 円)	選定額 (F) 円	国庫補助 基本額 (G) 円	国庫補助 所要額 (H) 円	
												0
												計

(注)1. 選定額F欄はDとEを比較して少ない方の欄を記入すること。
 2. 国庫補助基本額G欄は、CとFを比較して少ない額を記入すること。
 3. 国庫補助所要額H欄はG欄に記載された額に1/2を乗じて得た額を記載すること。
 4. 基準額欄Eは国庫補助所要額の算出面積の算出面積の算出内訳を記入すること。
 5. 基準額欄Eの基準面積は、(1)新築の場合は研修医数×30㎡。但し、1000㎡を限度とする。また、研修医数が10名以下の場合は、300㎡を超えない範囲で厚生労働大臣が認める面積。(2)増改築の場合は新築の場合に準じて算出した面積。但し、既存面積と増改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えることはできない。

平成21年度研修医のための研修施設整備事業

都道府県名:

施設名	設置主体	研修医	新築等の種別	総事業費 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A)-(B)=(C) 円	対象経費の 支出予定額 (D) 円	基準額 (E) 円	選定額 (F) 円	国庫補助 基本額 (G) 円	国庫補助 所要額 (H) 円
〇〇病院	〇〇法人	12人	新築	150,000,000	0	150,000,000	120,000,000	66,384,000 (12人×30㎡ ×@184,400円)	66,384,000	66,384,000	33,192,000
計											

(注)1. 選定額F欄はDとEを比較して少ない方の欄を記入すること。
 2. 国庫補助基本額G欄は、CとFを比較して少ない額を記入すること。
 3. 国庫補助所要額H欄はG欄に記載された額に1/2を乗じて得た額を記載すること。
 4. 基準額欄Eに国庫補助所要額の対象面積の算出内訳を記入すること。但し、1000㎡を限度とする。また、研修医数が10名以下の場合、300㎡を超えない範囲で厚生労働大臣が認める面積。 (1)新築の場合は研修医数×30㎡。但し、1000㎡を限度とする。また、研修医数が10名以下の場合、300㎡を超えない範囲で厚生労働大臣が認める面積。 (2)増改築の場合は新築の場合に準じて算出した面積。但し、既存面積と増改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えないこと。

施設整備事業計画書

計画年度 21年度

事業区分 **研修医のための研修施設整備事業**

開設者	施設名	所在地

1. 施設の現況

病院長名												プログラム責任者名			
○医療法上の許可病床数		床(精神		床(結核		床(感染症		床(その他		床)					
医師数		医療法上の必要数(名) 現在数(名)													
診療科別医師数、患者数、指導医数の状況															
診療科目等		内	精	小	外	整	皮	泌	産	眼	耳	放			
医師数	常 勤														
	(うち指導医)														
	非 常 勤														
病床数															
患者数	年間入院患者数														
	1日平均入院患者数														
	1日平均外来患者数														
研修を行う診療科															
診療科目等													病理	検査	
医師数	常 勤														
	(うち指導医)														
	非 常 勤														
病床数															
患者数	年間入院患者数														
	1日平均入院患者数														
	1日平均外来患者数														
研修を行う診療科															
医師臨床研修医数 (記載例)		プログラム番号	プログラム名								1年生	2年生	計		
		030###1	○○病院初期臨床研修プログラムA								5.00 人	2.87 人	7.67 人		
		030###2	○○病院初期臨床研修プログラムB								2.00 人	1.00 人	3.00 人		
											人	人	人		
		合 計									7.00 人	3.87 人	10.67 人		

※ 研修医数については、様式5における各年次ごとの1月当たり平均人数を記載する。

※ 基準面積を算出する場合には、研修医数の小数点以下を切り捨てる。

2. 設備事業計画等の概要

事業の種類別	ア. 新築	イ. 増築	ウ. 改築			
整備事業期間	全体事業	着工：平成 年 月～ 竣工：平成 年 月				
	補助対象部門に係る当該年度事業予定期間	着工：平成 年 月～ 竣工：平成 年 月				
敷地の状況	ア. 自己所有地(m ²) イ. 借地(m ²) ウ. 計(m ²)					
構造の種類 及び延面積	区分	既設分		整備計画		
		建築年度及び構造	延面積	建築年度及び構造	延面積	
	研修棟		m ²		m ²	
	研修部門		図書・視聴覚部門			仮眠室
	講義室	討議室	図書室	視聴覚室	コピーサービス室	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	管理部門					倉庫
	管理室	ロッカールーム	廊下	便所	その他	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	その他	その他の部門を具体的に記載				
管理部門(その他)			その他			
m ²						

3. 算出根拠

国庫補助所要額	(基準面積)	(単価)	
	m ² ×	円 × 1/2:	千円
	(人 × 30m ²)		

4. 整備理由等

5. 研修棟建物の用途別面積

区分	階別	現 状		整 備 計 画			完 成 後	
		室 名	面積 m ²	室 名	番号	面積 m ²	室 名	面積 m ²
研 修 棟	階							
	階							
	階							
	階							

(注) (1)「室名」欄は、講義室、討議室、視聴覚室等使用目的の名称を記入すること。

(2)整備計画の「番号」欄は、別添資料の平面図の各室に番号又は符号を付して関連がわかるように整理すること。

記入上の注意)

- (1) 「補助対象事業分」とは当該事業の補助金の交付の対象とする部分(財産処分の制限がかかる部分)を指し、「補助対象事業外分」とは当該事業の補助金の交付の対象としない部分(財産処分の制限がかからない部分)を指す。
また、当該事業に係る見積書等及び補助対象事業分の金額の算出方法が分かる書類(進捗率の内訳)を必ず添付すること。なお、この場合、年度間の金額の按分は支払額ではなく進捗率により行うこと。
- (2) 「補助対象外経費」とは補助対象事業分のうち、交付要綱に定める(交付の対象外費用)に該当する経費及び交付要綱に定める(交付額の算定方法)において対象経費とされていない経費を指し、「補助対象経費」とは補助対象事業分のうち、交付要綱に定める(交付額の算定方法)において対象経費とされている経費を指す。
- (3) 複数年度にわたり継続して事業を行う場合は、各年度の員数(面積)は同一とする。
- (4) 全体の事業が3か年以上にわたる計画の場合には、「年度別内訳」欄を適宜増やして作成すること。なお、単年度事業の場合には、「総事業」欄のみに記入すること。

研修医数算出内訳書

プログラム 番号	研修を行う 診療科	プログラム名												年間延べ	1月当たり 平均研修医数 (延べ人数/12月)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1年生														0人	0.00
2年生														0人	0.00
														計	0.00

注1 21年度に当該施設で研修を行う研修医について、プログラム毎に記載すること。

注2 1月当たり平均研修医数は、年間延べ人数を12月で除して、小数点以下第3位を四捨五入して得た数とする。

様式5(記載例)

研修医数算出内訳書

プログラム 番号	03####1	プログラム名												年間延べ	1月当たり 平均研修医数 (延べ人数/12月)
		〇〇病院初期臨床研修プログラムA													
	研修を行う 診療科	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1年生	内科、 外科、救急	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60人	5.00
2年生	小児、精神	5	5	5	3	3	3	2	2	2	2			32人	2.67
														計	7.67

注1 21年度に当該施設で研修を行う研修医について、プログラム毎に記載すること。

注2 1月当たり平均研修医数は、年間延べ人数を12月で除して、小数点以下第3位を四捨五入して得た数とする。

医療施設等施設整備費補助金交付要綱（抜粋）

（通 則）

- 1 医療施設等施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、東京都（特別区を含む。）及び川崎市が設置する施設の整備事業（（8）、（9）、（10）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第16条第1項第1号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。

（1）へき地診療所施設整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策実施要綱」という。）に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。（以下同じ。））及びその医師住宅等の新築、買収及び増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）に係る施設整備事業

イ 次に掲げる者が行うへき地診療所及びその医師住宅等の新築、買収及び増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）に係る施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

（ア）市町村（イ）日本赤十字社（ウ）社会福祉法人恩賜財団済生会

（エ）全国厚生農業協同組合連合会（オ）社会福祉法人北海道社会事業協会

（カ）その他厚生労働大臣が適当と認める者

（2）過疎地域等特定診療所施設整備事業

昭和55年11月4日医発第1106号厚生省医務局長通知「過疎地域等特定診療所の整備事業について」に基づいて実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業
- イ 市町村が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(3) へき地保健指導所施設整備事業

「へき地保健医療対策実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業
- イ 市町村が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(4) 研修医のための研修施設整備事業

平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う研修棟の施設整備事業

(5) 臨床研修病院施設整備事業

平成7年7月27日健政発第606号厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う臨床研修病院の施設整備事業

(6) へき地医療拠点病院施設整備事業

「へき地保健医療対策実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業
- イ 都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業

平成14年2月8日医政発第0208010号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う医師臨床研修病院研修医環境整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(8) 離島等患者宿泊施設施設整備事業

平成19年2月6日医政発第0206001号厚生労働省医政局長通知「離

島等患者宿泊施設施設・設備整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(9) 産科医療機関施設整備事業

平成20年4月8日医政発第0408011号厚生労働省医政局長通知「産科医療機関確保事業等の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う産科医療機関施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(10) 病院内保育所施設整備事業

平成17年4月1日厚生労働省発医政第0401037号厚生労働事務次官通知「病院内保育所運営事業の実施について」に基づく病院内保育所施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(交付の対象外費用)

4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

(1) 土地の取得又は整地に要する費用

(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用

(4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

(5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の(1)から(5)により算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) ア 都道府県が行うへき地診療所の施設整備事業

(2) ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業

(3) ア 都道府県が行うへき地保健指導所の施設整備事業

(4) 研修医のための研修施設整備事業

(5) 臨床研修病院施設整備事業

(6) ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業

(8) ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業

(9) ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(6) イ 都道府県が補助するへき地医療拠点病院の施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業

(8) イ 都道府県が補助する離島等患者宿泊施設施設整備事業

(9) イ 都道府県が補助する産科医療機関施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) イ 都道府県が補助するへき地診療所の施設整備事業

(3) イ 都道府県が補助するへき地保健指導所の施設整備事業

(10) 都道府県が補助する病院内保育所の施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

	70㎡ (3) 住宅部門のみの場合 50㎡	(2) 住宅部門 (保健師住宅)		
研修医 のため の研修 施設	次に掲げる基準面積に 別表に定める単価を乗じ た額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 研修医数×30㎡ (ただし、1,000㎡を限 度とする。) (2) 増改築の場合 新築の場合に準じて 算出した面積 (ただし、既存面積と 増改築面積との合計面 積は、新築の場合に準 じて算出した面積を超 えることはできない。)	研修棟として必要な次の各 部門の新築又は増改築に要す る工事費又は工事請負費 講義室、討議室、図書・視 聴覚部門(視聴覚室、図書閱 覧室、コピーサービス室)、 仮眠室、管理部門(管理室、 更衣室、廊下、便所等)、倉 庫等	2分の1	1㎡につき 1,000千円
臨床研 修病院	次に掲げる基準面積に 別表に定める単価を乗じ た額とする。 基準面積 500㎡	臨床研修医に対する研修環 境の充実を図るため外来診療 棟の拡充整備に係る新築、増 改築に要する工事費又は工事 請負費 ただし、研修課程に基づき 臨床研修を実施している診療 部門及び診療科とする。 (1) 外来診療部門 (内科、精神科、小児科、 外科、整形外科、皮膚科、 泌尿器科、産婦人科、眼 科、耳鼻咽喉科及び放射線 科の診察室) (2) 救急診療部門 (診察室、処置室) (3) 総合診療部門 (総合外来診察室) (4) 在宅医療部門	2分の1	1㎡につき 1,000千円

		(在宅医療指導管理室) (5) 病歴管理室等		
へき地医療拠点病院	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 診療部門 1,000㎡ (2) 医師住宅 1戸当たり 64㎡ (ただし2戸を限度とする。)	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 検査、放射線、手術部門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等) (2) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (3) 医師住宅	2分の1	1か所につき 2,500千円
医師臨床研修病院研修医環境整備	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 研修医数×20㎡	臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舍の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む。)	3分の1	—
離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に226千円を乗じた額とする。 基準面積 室数×40㎡ (ただし、8室を上限とし、かつ、改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額とする。)	離島等患者宿泊施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	3分の1	—
産科医療機関施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。	産科医療機関として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工	3分の1	1か所につき 666千円

別表 地域別1平方メートル当たり単価表

(沖縄県)

(単位:円)

施設の名称	種目等	構造別	地域区分				
			A	B	C	D	
へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	123,800	123,800	123,800	123,800	
		ブロック	107,900	107,900	107,900	107,900	
		木造	123,800	123,800	123,800	123,800	
	離島豪雪地帯	鉄筋コンクリート	132,500	132,500	132,500	132,500	
		ブロック	115,800	115,800	115,800	115,800	
		木造	132,500	132,500	132,500	132,500	
過疎地域等特定診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	123,800	123,800	123,800	123,800	
		ブロック	107,900	107,900	107,900	107,900	
		木造	123,800	123,800	123,800	123,800	
	離島豪雪地帯	鉄筋コンクリート	132,500	132,500	132,500	132,500	
		ブロック	115,800	115,800	115,800	115,800	
		木造	132,500	132,500	132,500	132,500	
※ 研修医のための研修施設		鉄筋コンクリート	184,400	175,600	166,800	158,000	
		ブロック	161,400	153,700	146,000	138,300	
		木造	184,400	175,600	166,800	158,000	
へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート	123,800	123,800	123,800	123,800	
		ブロック	107,900	107,900	107,900	107,900	
		木造	123,800	123,800	123,800	123,800	
	離島豪雪地帯	鉄筋コンクリート	132,500	132,500	132,500	132,500	
		ブロック	115,800	115,800	115,800	115,800	
		木造	132,500	132,500	132,500	132,500	
※ 臨床研修病院		鉄筋コンクリート	184,400	175,600	166,800	158,000	
		ブロック	161,400	153,700	146,000	138,300	
へき地医療拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	165,000	157,100	149,200	141,400	
		ブロック	144,100	137,200	130,300	123,500	
	診療棟	鉄筋コンクリート	184,400	175,600	166,800	158,000	
		ブロック	161,400	153,700	146,000	138,300	
	医師住宅	鉄筋コンクリート	123,800	123,800	123,800	123,800	
		ブロック	107,900	107,900	107,900	107,900	
		木造	123,800	123,800	123,800	123,800	
	医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート	184,100	175,300	166,500	157,800
			ブロック	160,900	153,200	145,500	137,900
		木造	184,100	175,300	166,500	157,800	
産科医療機関	診療部門	鉄筋コンクリート	165,000	157,100	149,200	141,400	
		ブロック	144,100	137,200	130,300	123,500	
		木造	165,000	157,100	149,200	141,400	
	宿泊	鉄筋コンクリート	184,100	175,300	166,500	157,800	

病 院 内 保 育 所	施 設	ブ ロ ッ ク	160,900	153,200	145,500	137,900
		木 造	184,100	175,300	166,500	157,800
		鉄筋コンクリート	153,000	145,700	138,400	131,100
		ブ ロ ッ ク	134,000	127,600	121,200	114,800
		木 造	153,000	145,700	138,400	131,100

- (注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。
- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途厚生労働大臣に協議して承認を得た額とする。
- 3 離島、豪雪地区とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項、第2項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。
- 4 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区 分	地 域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、 富山県、山梨県、長野県、(沖縄県)
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、 茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、 岐阜県、静岡県、三重県、京都府、 大阪府、奈良県、鳥取県、 広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、 和歌山県、島根県、岡山県、山口県、 香川県、高知県、佐賀県、長崎県、 宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県